

名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 7月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第108号

名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市障害者医療費助成条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第99号）の一部を次のように改正する。

第 3条の 2中「 3,661,000円」を「 3,758,000円」に改める。

第 2号様式中

「

障 医 療 証	
番 号	

を

」

「

障 医 療 証	
公費負担者 番 号	
公費負担医療の 受 給 者 番 号	

に改める。

」

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第 2 号様式の改正規定は令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の規定に基づく医療証の交付の申請その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。